

福山市南部周遊観光促進業務委託仕様書

1 事業の名称

福山市南部周遊観光促進業務

2 業務の目的

福山市では、2025年（令和7年）3月に鞆未来トンネルが開通したことや、今後道の駅アリストぬまくまの再整備、鞆地区東西交通交流拠点の新設などの計画があることから、南部地域は観光振興の大きな転機を迎えている。

本業務は、この変化を捉え市外から南部地域への誘客と周遊を促進し、さらなる賑わい創出を図るとともに、南部地域を訪れる方の属性や周遊の状況を把握することにより、今後の施策に活用することを目的とする。

3 業務場所

福山市内及び福山市が指定する場所

4 履行期間

契約締結日から2027年（令和9年）2月26日（金）まで

5 業務内容

(1) 「周遊キャンペーン」に係る業務

南部地域での周遊を促し、来訪及び周遊に直結する効果的な施策を展開すること。

ア 企画・実施

(ア) 参加者にインセンティブを付与するなど、集客と周遊の両面で効果的なキャンペーンを企画し、実施すること。なお、景品を準備する場合、南部地域の魅力発信や消費活動につながるものとするとし、両者協議のうえ、決定すること。

(イ) キャンペーンの対象となる周遊スポット（以下「スポット」という。）を選定し、周遊する仕組みを構築すること。また、スポットは、鞆町及び沼隈町を中心とした沼隈半島から選定し、スポットへの協力要請及び実施に関する説明は受注者が行うこと。なお、スポット数については、10以上とし、最終的に発注者と協議のうえ、決定すること。

(ウ) 参加者へアンケート調査を実施すること。アンケート調査項目については、発注者と協議のうえ、決定すること。

(エ) キャンペーンに係る費用（システム構築、景品購入費及び発送に掛かる経費等）は受注者が責任を持って、委託料の範囲内で行うこと。

イ 実施期間

キャンペーン期間については、最も効果的・効率的に訴求できる時期を選定のうえ実施することとし、概ね3か月以上は確保すること。

(2) レンタサイクルを利用した周遊の実証実験に係る業務

南部地域へのレンタサイクルの導入について検討のうえ実証実験を行う。

ア 実施概要

- (ア) 道の駅アリスト沼隈をレンタサイクルの拠点とし実施すること。ただし、実証実験に係る業務（受付やメンテナンス等）は受注者が行うこと。
- (イ) 自転車の車種は電動アシスト自転車とし、5台以上を最低30日は確保すること。
- (ウ) レンタサイクルの利用料金は委託料に含まず、利用料金収入は受注者に帰属するものとする。
- (エ) 参加者へアンケート調査を実施すること。アンケート調査項目については、発注者と協議のうえ、決定すること。
- (オ) (1)のキャンペーンにレンタサイクルを活用することを想定したテーマやルートを設定すること。ただし、ルートについては、「しおまち海道サイクリングロード」も踏まえ、注意事項も順守すること。

(3) 効果検証及び分析業務

- ア 周遊キャンペーン及びレンタサイクル実証実験参加者の行動履歴データを取得すること。
- イ 行動履歴データや参加者アンケート等から、参加者の属性や人気のスポット、周遊ルート等の分析を行い、南部エリアの周遊促進に有効な施策を提案すること。

(4) その他

- ア 事業進捗やキャンペーンやレンタサイクルの利用者等の確認を行うため、最低2週間に1回以上発注者と協議すること。また、協議録を作成し、協議終了後速やかに発注者へ提出すること。
- イ レンタサイクルを利用した周遊の実証実験に係る業務については、拠点となるアリスト沼隈と実施日やレイアウト等諸事項を調整し、実施すること。

6 成果物

業務を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付するほか、4(3)で分析した結果等を記載した事業報告書を作成し、電子データ及び紙媒体（5部）で提出すること。

提出期限：2027年（令和9年）2月19日（金）

7 業務体制及びスケジュール

- (1) 本業務を円滑に進めるため、受注者は、本業務に必要な知識及び経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、不測の事態が生じた場合においても本業務を遂行できる業務体制を整備すること。
- (2) 本業務にかかる責任者を必ず置くこと。
- (3) 本業務が効率的かつ適正に実施されるよう、業務内容及び各業務のスケジュールや進捗管理を行うための実施計画を作成し、契約後、10日以内に発注者の承認を得ること。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と受注者の十分な協議及び緊密な連絡調整を行い、円滑かつ効率的な実施に努めること。
- (2) 受注者は、業務従事者の名簿及び実施計画書を契約後速やかに発注者に提出すること。
異動・計画変更のあるときも同様する。業務従事者の交代時は連絡を緊密にし、業務に支障をきたさないこと。
- (3) 本業務を実施する上で疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項がある場合は、速やかに発注者と協議すること。
- (4) 業務の実施に当たっては、関連法令を遵守すること。
- (5) 本業務の実施に必要な経費は、全て契約金額に含まれるものとし、発注者は、契約金額以外の費用を負担しない。ただし、レンタサイクルの利用料金収入についてはこの限りでない。
- (6) 本業務を実施する上で発注者又は受注者が仕様書の変更を要すると判断した場合は双方協議の上、発注者の予算の範囲内で仕様書を変更できるものとする。
- (7) その他、成果物に関する疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上、決定するものとする。
- (8) 業務の実施にあたり、著作権、肖像権等に関して権利者の承諾が必要な場合は、受注者において、必要な権利処理を行うものとする。